

第4回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

■ 日 時

令和7年8月28日（木） 午後2時～午後4時30分

■ 会 場

宇都宮市上下水道局5階大会議室

■ 出席者

- ・ 委 員：阿久澤真理委員，梓澤昌徳委員，飯村耕介委員，
岩村由紀乃委員，太田正委員，大山眞一委員，釜井里奈委員，
菅野大造委員，木村由美子委員，柴田賢司委員，関本充博委員，
野澤克子委員，三宅徹治委員，谷田部正一委員（50音順）
- ・ 局 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，副参事
経営企画課長，経営担当主幹，企業総務課課長，
お客さまサービス課長，工事受付センター所長，水道管理課長，
水道建設課長，下水道管理課長，下水道施設管理センター所長，
下水道建設課長，水質管理課長，事務局職員

■ 傍聴者数

4名

■ 会議経過

1 開 会

2 審 議

- (1) 料金収入以外の付帯収入について
- (2) 今後の財政見通しと水道料金改定の水準について
- (3) 今後の財政見通しと下水道使用料改定の水準

(1) 料金収入以外の附帯収入について
事務局より、資料 1 に基づき説明

- E 委員 : 附帯収入で収益を上げていくのは難しいと理解した。
現在、販売している泉水については収益性がないとのことだが、モンドセレクションで金賞をとっている。その上に最高金賞もあり、本市もそこを目指していくべきではないか。
また、売電収入については、3 億 4 千万円ほどある。自家消費分にしているとのことだが、当然、使用電気量はそれよりも上であると理解している。発電事業は技術革新があれば、さらに収入が増えると思う。
- 事務局 : 泉水は年間約 1 万本製造しており、一部はろまんちっく村などで販売しているが、ほとんどは市の会議など P R ができるタイミングで活用している。
もっと収入を得たらどうかとの意見はよく寄せられるが、生産数を増やすとなると、販路拡大などの課題があるため、今後も現在の目的のとおり使用していきたいと考えている。
また、モンドセレクションは過去に 2 回、最高金賞を目指して審査にかけており、ラベルなども変更してきたが、最高金賞の受賞には至らなかった。
今後も機会があれば最高金賞を目指していきたいと思うが、現状では 2 度目の金賞をアピールポイントとしたいと考える。
- E 委員 : 以前はスパークリング泉水も製造していたが、現在製造していないのはなぜか。
- 事務局 : 希望するロット数で製造できる業者が少なく、製造するとなると遠隔地の業者に依頼しなくてはならないため、コストの面から継続的な製造は困難である。
- E 委員 : L R T の人気が出たので、観光客が多いスポットで販売するなど検討してほしい。
- 事務局 : 売電収入について、資料に記載の消化ガスや小水力は固定価格買取制度を活用して、売却している。現在は各施設に平場の面積があるので、さらなる太陽光発電を検討している。
ただし、あくまで自家消費でいかに使えるかという目線であり、購入する電力量を減らしつつ、脱炭素に寄与していきたい。
発電量については、設備の設備容量（最大出力）が 1, 0 0 0 k W h を超えると、発電事業として登録が必要となるということが電気法で定まっていることから、附帯事業として実施するためには、現状の規模が望ましいと考えている。

- E 委員 : 電気量はどれだけかかっているか。また、それに対して自家消費分はどの程度か。
- 事務局 : 基幹施設である松田新田浄水場は年間約 9 0 万 k W h の電気量を使用し、その内、自家消費で約 1 2 万 kWh（2 割程度）を賄っている。
白沢浄水場は年間約 1 8 0 万 kWh を使用し、その内、自家消費で約 1 0 万 kWh（1 割程度）を賄っている。
- 事務局 : 川田水再生センターは年間約 1 , 3 3 0 万 kWh の電気量を使用している。なお、自家消費分はない。
- E 委員 : 売電事業はこれからも続けていってほしい。
- M 委員 : 附帯収入を増やすことが難しいとなると、やはり料金を増やすのが望ましいと思う。
工業団地の水需要は大きいと思い、調べたところ、工業用水は県の事業体が供給しているとされていた。宇都宮市にある工業団地での水道使用の利益は宇都宮市には入らないのか。
- 事務局 : あくまで県が独自で運営している事業であるため、宇都宮市に利益は入らない。
- 事務局 : 清原工業団地は県の工業用水（鬼怒川水道工業用水）を使っているが、平出工業団地は県の工業用水がなく宇都宮市の水道である。
- N 委員 : 平出工業団地は市の水道を使っているが、鬼怒川水道工業用水も規模を増やそうとしており、平出工業団地に営業をかけている。
- 会 長 : 地下水を活用するという動きはあるか。
- 事務局 : 以前、大口事業者が地下水に切り替えた事例はいくつかある。

(2) 今後の財政見通しと水道料金改定の水準について
事務局より、資料 2 に基づき説明

E 委員 : 9 ページについて、人件費対策についてどのように検討しているか。県内他市では個人で自己検針（メーターの写真を撮影してアプリにアップロードして 50 円安くする施策）を行う施策や人工衛星（天地人）を使用した漏水対策などを実施している。

事務局 : 自己検針については、多くの利用者が検針を失念することもある想定され、料金計算や徴収が円滑に行われない恐れがあるため、本市では、スマートメーターを導入していくことで、検針員の減少等に対応していきたいと考えている。スマートメーターは、通信会社の利用や電力会社との共同検針などの手法があるが、現在、宇都宮市に適した方法を検討している。

E 委員 : スマートメーターの普及率と費用を教えてください。

事務局 : スマートメーターの機器は通常のメーターの 2 ～ 4 倍程度と価格が高いため、全国的にはまだほとんど普及していないが、本市では、令和 8 年度から導入準備に入り、令和 9 年度から導入する予定である。費用については、令和 9 年度からメーター費用、設置費用、通信費用などを合わせて、毎年度 1.5 ～ 1.6 億円程度かかる見込み。

事務局 : 本局では人工衛星を活用した漏水解析にはアステラを活用している。衛星から電磁波を地上に照射して水道水かその他の水かを AI で判別して、解析した結果、疑わしい地点に人による音聴調査を実施するもの。
また、音聴調査においても当局と民間事業者 2 社とともに連携して技術開発として AI を使って機械で漏水か所を特定できるように実証実験を実施しており、令和 10 年度を目途に活用できるように進めている。

会 長 : 人工衛星は導入済なのか、またはこれから導入する予定なのか。

事務局 : 人工衛星は導入済みであり、音聴調査は実証実験中である。

E 委員 : 天地人では音聴調査を人海戦術でやらなくてもできると聞いているが、アステラではそこまではできない認識でよいか。

- 事務局 : 人工衛星で漏水が疑わしいか所を半径 100 m まで絞り込みはできるが、修繕するためにはそれから 1 m 四方での絞り込みが必要であるため、現在は人的な音聴調査での確認も必要である。他の解析調査でも同様の手法であると聞いている。
- 会 長 : 実際に人件費の圧縮につながるのか。
- 事務局 : 漏水調査を市全域でやると事業費が相当程度かかるが、人工衛星を用いて絞り込むことにより、音聴調査に掛かる人件費の圧縮が可能であると考えている。
また、人工衛星を使うことにより、漏水の発見率はこれまでの漏水調査より約 4 倍程度向上した。
- 会 長 : 人工衛星の使用の目的は、人件費対策よりも漏水発見向上にあるのか。
- 事務局 : 人件費などの事業費の削減効果も期待している。
- N 委員 : 関係のある企業と意見交換をした際に、八潮市の事例もあることから施設や管渠の更新の必要性は理解しているが、事業として今後効率化を積極的に、また具体的にどのように実施して費用削減をするのかについて示してほしいとの意見があった。
効率化に資する施策を増やすなど、料金改定の納得感を高めてほしい。
- 事務局 : 先程の人工衛星等の新技術の導入に加え、職員数の削減や企業債の繰上償還や借換による支払利息の圧縮に努めてきた。
具体的に、職員数では、令和 5 年度末時点の平成 16 年度末比で、上下水道合計で 105 名の削減(人件費にして約 1.2 億円)、支払利息では、企業債の繰上償還や借換により約 5.5 億円程度の費用の圧縮となっている。
- N 委員 : 人件費や支払利息の低減はこれまでやってきたことであり、これからの取組があるのかお伺いしたい。
- 事務局 : 金額面は具体的に提示できないが、管路更新の際に極端な行政側の人員を増やさないために、管路の DB 方式やウォーター P P P の導入による管理の効率化を検討している。また、管路の劣化についても A I 技術を用いた劣化診断結果の活用も検討している。また下水道では、小型ドローンを用いた下水管調査

を検討している。

事務局 : 約 30 年間料金を上げずに済んできたこと自体が企業努力であると認識している。

N 委員 : 今の主張を資料に反映していただけると良いと考える。市民への説明では、わかりやすく説明してほしい。

会 長 : 過度な人員削減は、災害対応含めサービス低下につながる懸念がある。東京都では業務をコア業務、準コア業務、定型的業務に分け、コア業務は直営、準コア業務は都の出資企業に委託をしている。この辺りも参考になると考える。

M 委員 : 16 ページの改定の水準に関連して、先日、上下水道管の更新について国がお金を出すという報道があったが、仮に水道料金に 10,000 円払っている場合、30% の値上げとなると、3,000 円追加で払うことになり生活面での打撃が大きいと感じる。正直、上下水道事業の独立採算による運営に限界が来ていると感じる。

会 長 : 本日欠席している委員から頂戴している意見を紹介する。水道料金の 3 割上昇は利用者にとって少なからず影響があるため、段階的な値上げなどの配慮をしてほしい。

J 委員 : 26 ページについて、改定率 30% は大口の水道利用者の影響も大きい。大口への対応がなされないと、地下水への切替の検討がなされる懸念がある。大口利用者へ配慮した体系を導入している団体もあり、このあたりも検討してほしい。
また、一度に 30% の値上げは厳しいため、激変緩和策の導入も検討してほしい。

会 長 : 本日、具体的な対応策を提示することは難しいが、委員の中から一度に 30% の値上げは厳しい旨の意見が出たことは真摯に受け止め、具体的な料金体系の見直しも含め、納得できる回答案を作り上げていただきたい。

A 委員 : 料金引き上げは、事業環境を考慮するとある程度致し方ないと思うが、一方で市民への理解促進が重要であると認識している。
また、30% の改定でも、追加の改定が必要である状況を踏まえると、わかりやすく示す必要がある。次回で構わないため、全国の類似団体での水道料金の現状や改定の動きの状況を教え

てほしい。

会 長 : 本日は難しいとは思いますが、類似団体との比較について用意してほしい。

事務局 : 中核市のなかで、近年料金改定をした団体の改定率をみると、平均で17%程度であるが、25～30%改定している団体もある。また、中核市ではないが、4割程度改定した団体もある。また、NHKによると昨年の4月時点で、1,243団体のうち96%の団体で値上げが必要で、改定率は平均48%必要であると報道されている。

会 長 : 中核市や近隣の状況は次回資料に落とし込んで提示してほしい。

N委員 : 本市は約30年間値上げしていないということは、ベースの料金が低い可能性があるため、金額で示していただくことも検討してほしい。

C委員 : 他の団体がどれくらいの頻度で改定しているのかも教えていただきたい。

H委員 : 約30年間値上げがなかったとの発言があったが、もっと前に値上げの必要性の議論はされていたのか。

事務局 : 計画の策定に際して長期見通しは見てきていた。

H委員 : 見ていたが、値上げが不要と判断したということか。

事務局 : 3年ほど前から30年分の収支見通しを作成することになり、それにより老朽更新事業費や企業債の将来予測がより具体的に見えてきた。その結果、老朽更新事業費の波を一定にする必要性や、企業債の充当率の考え方の見直しを行い、現在値上げの議論の熟度が増してきたという状況である。

H委員 : 他の物価が上昇している現在の状況で水道料金の値上げは家計には打撃が大きい。今後とも激変しない事業運営をお願いしたい。

事務局 : 引き続き市民負担が大きくならないように、料金の在り方について考えなければならないと思っている。

D 委員 : 上下水道局が努力されて料金を抑えてきたことはよくわかった。
他市との比較を見て、判断したいと思う。

会 長 : 改定の可否について確認したい。今回、水道料金の引き上げは
必要と理解いただいたということによろしいか。

委員一同 : (水道料金の改定の必要性について) 了承

会 長 : 改定の必要性については了承いただいた。
15 ページに記載されている改定時期についてはどうか。

委員一同 : (令和8年10月の改定について) 了承

D 委員 : 15 ページについて、2 か月に1 度の検針とあるが、10 月支
払い分には適用されないというか。

事務局 : ご認識のとおりである。

D 委員 : 改定タイミングの部分で偶数月検針と奇数月検針で不公平感
は出ないか。

事務局 : 現在65 名程度の検針員が2 か月で全戸の検針を行っている。
全戸一斉の検針となると今の倍の検針員が必要となるが、
人材確保が大変困難なうえ、仮に人材を確保できたとしても
人件費がかなり上がってしまう。
2 か月かけて全戸の検針をしていることは、今の業務体制で
25 万戸もの料金計算・徴収・滞納整理など一連の収納業務を
確実にを行うために必要であることから、現在のように検針が
1 月ずれてしまうことはやむを得ないと考えている。

(3) 今後の財政見通しと下水道使用料改定の水準について
事務局より、資料3 に基づき説明

E 委員 : 15 ページ以降について記載のある一般会計負担金をもらった
ままではいけないのか。

事務局 : 国の基準で定められているものであり、もらえないものではな
い。ただし、実質的に赤字補てん的な意味合いの負担金である
ため、利益が出ない状況となってしまう。企業債に頼っ
ている現状を変えていくという視点で、改定をしたいというこ

とである。

E 委員 : 負担金に頼ることもできるなら、緩やかな値上げしたらどうか。

事務局 : 負担金を撤廃するとなると 30 % 程度の改定が必要となるが、一部維持して 10 % 程度の改定で提案している。

M 委員 : 8 ページに記載のある分流式について、分流式を採用する理由は災害対策の意義が大きいと認識している。污水管の整備は公費負担できないのか。

事務局 : 分流式の意義としては、災害時に雨水と污水が混ざって氾濫すると衛生的に問題が発生する点が挙げられ、そのため雨水に係る部分は公費負担になっている。また、分流管の整備においても、その一部は公費にて負担している。

A 委員 : 一般会計からの負担金を減らすための使用料改定について、市民の方々にどう理解してもらうかが重要である。一般会計負担金に頼ることにより 10 % 改定にとどめているが、この 10 % に合理的な理由があるのかお伺いしたい。

事務局 : 水道と同時の改定となるための配慮であるが、1 つの指標として物価指数を参考にしている。物価上昇の分までは、一般会計に負担をお願いすることは難しい。

会 長 : 審議時間の関係上、残りの議論は次回に持ち越しとしたい。

(4) その他

事務局より、第 5 回の開催予定を伝達

3 閉 会